

「えせ同和行為」の基礎知識

●「えせ同和行為」とは

同和問題を口実に企業・行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為で、「同和問題を知らないと言ったら、とことん追及される」という誤った意識に乗じて、何らかの利権を得ようとするものです。「えせ同和行為」は、不当な要求を受ける人の人権を侵害しているだけでなく、同和問題に対する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっています。

●同和問題とは

同和地区と呼ばれる特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職ができなかったり、日常生活の上で様々な差別を受けるという問題です。このような差別は、憲法で定めている基本的人権の尊重に反することで、重大な人権侵害です。

●「えせ同和行為」の実態(最近の調査から)

〈被害状況〉

- ・被害率 16.1% (前回23.6%)
- ・応諾率 12.3% (前回14.6%)

いずれも前回調査から減少し、数値上は過去最低となりましたが、依然としてえせ同和行為による被害は深刻な状況にあります。

〈最近の傾向〉

- ・業種別被害率では建設業が最も高い。
- ・従業員規模別被害率・応諾率とも、小規模事業者ほど高い。
- ・業種別応諾率では、マスコミ業、運輸通信業、製造業で増加。
- ・違法・不当要求の内容は、「機関紙・図書等物品購入の強要」が依然として多い(73.0%)。
- ・被害のあった事業所に対する官公署からの指示では「き然とした態度で断るように指示された」との回答が増加(前回0%→今回29.6%)。

※出典：2009(平成21)年3月「平成20年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果概要」法務省人権擁護局

●困った時の相談窓口

- | | |
|-------|---|
| 1.警察 | ①緊急を要するなら110番
②最寄りの警察署
③都道府県警察本部／刑事部暴力団対策課等
http://www.npa.go.jp/safetylife/soudan/madoguchi.htm (警察総合相談電話番号)
④都道府県暴力追放運動推進センター
http://www.1a.biglobe.ne.jp/boutsui/category/center/index.html
(都道府県暴力追放運動推進センター連絡先一覧表) |
| 2.弁護士 | 各弁護士会／民事介入暴力被害者救済センター等
http://www.nichibenren.or.jp/ja/link/bar_association.html (全国の弁護士会) |
| 3.法務局 | 法務局人権擁護部・地方法務局人権擁護課(支局でも可)
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html (常設人権相談所) |

経済産業省中小企業庁委託事業

財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門二丁目10番12号 KDX芝大門ビル4F
TEL.03-5777-1802 FAX.03-5777-1803
<http://www.jinken.or.jp>



ご要望には応じかねます。



お断りします。



それ、いらないよ!

えせ同和行為には…

みんな

きっぱりと!
恐れず、慌てず、
うるたえず!!



会う気はないよ!



いらんと言ったらいらん!



いりません!



幅りたまえ!



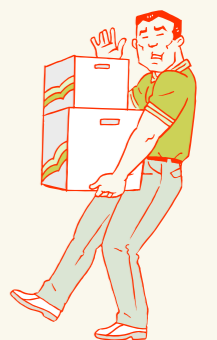
ブッブー!



答えはNOです。



お引き取りください。

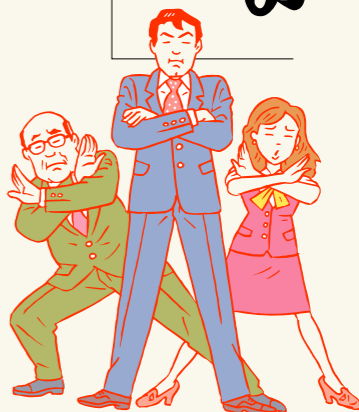


必要ありません。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

えせ同和行為

担当を
一人にひな
組織力



担当窓口一人に押し付けることはやめましょう。対応は必ず2名以上で。また、支店等で不当な要求を受けた場合も、支店長が個人的に対応したり支店だけで処理するのはなく、本社に報告する・指示を仰ぐなど、組織全体として対応しましょう。

知ってれば
イザというとき
怖くない!

同和問題を口実に「ゆすり」「たかり」を働く「えせ同和行為」。自分たちには関係ないと思っていませんか？

怖くても
まずは記録を
しっかりと



怒鳴り声を出されても、対応は、おびえず、慌てず、ゆっくりと丁寧に。挑発に乗ったり、相手を挑発してはいけません。面談は、自社の管理が及ぶ場所（自社応接室など）で行いましょう。また、面談でも電話でも、できれば話の内容を録音するか詳細に記録などし、証拠として残しましょう。

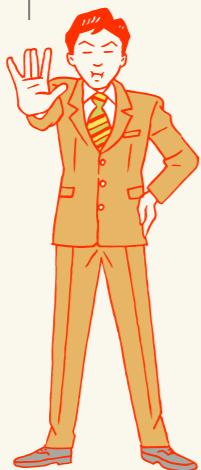
大声で怒鳴ったり、脅したりして相手の恐怖心につけこみ、不当な要求を通そうとするのがえせ同和行為の典型的な手口です。弱いものには強く、強いものには弱いのがこうした行為をする者の特徴です。その場しのぎの妥協は禁物。「申し訳ありません」「すみません」など、こちらの非を認めるような発言もしてはいけません。



怒鳴るほど
中身のなさが
見え隠れ

本当に
来るなら呼びます
警察を

「要求に応じなければ、そっちへ行っって騒ぐぞ」とは言うものの、えせ同和行為者自身は刑事事件となることを怖がっているため、実際に暴力的行為に出ることはまずありません。脅しをむやみに恐れないことが大切。断っても来ると言うなら、最寄りの警察に相談して、その時刻に巡回してもらおうこともよいでしょう。



うるたえて
ハイと言ったら
思うつぼ

不当要求で最も多いのが、高額な図書の購入です。購入したくなければ、「その意思は無い」ときっぱり断りましょう。「予算が無い」といったあいまいな言い方や「検討する」など、相手に期待を抱かせるような発言はしないでください。最初から一貫して、き然とした態度で対応することが肝心!

ひかるべき
ところで受けます
研修は

「同和問題に対する理解が足りない」「社員に対する同和教育がなっていない」と言われても、慌てずに! 詳細な知識を持っていないからといって、法的に非難されることにはなりません。「同和問題に関する研修は、法務局や自治体から受ける」と答えましょう。

